

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年11月2日（平成27年（行情）諮問第648号及び同第649号）

答申日：平成28年5月20日（平成28年度（行情）答申第71号及び同第72号）

事件名：特定国税局管内の青色申告の承認取消件数等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

青色申告の承認取消しにより税務上の収入となる欠損金の額の集計資料の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が別紙2に掲げる文書以外に本件対象文書を保有していないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月7日付け特定記号8-423及び8-425により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回請求したような基本的なデータを集計しないはずはなく、特定国税局としては保持していないとしても各税務署（末端の現場）にはあるはずである。

たとえ末端の組織であっても、関係機関が保持しているなら開示すべきで、その旨を教示して、各税務署での開示請求を指導すべきである。

指導はなかった。中央官庁でこのような冷たい対応をされたのは初めてである。この部署の担当官の資質を疑う。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成27年（行情）諮問第648号）

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、特定国税局長（処分庁）に対して、「特定国税局管内で個人及び法人で青色申告の取消しがされた件数及び条件（法規では1年で取消しとなっているが、実態では2年連続で期限内申告をしなかった）が明らかになる全ての資料」（以下「本件対象文書1」という。）の開示を求めるものである。

（2）原処分1について

処分庁は、平成27年7月7日付け特定記号8-423により、本件対象文書1は作成しておらず、保有していないため、不開示とする決定（原処分1）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分1の取消しを求め審査請求を行ったことから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

（3）本件対象文書1の不存在について

処分庁では、原処分1を行う際、開示請求者が処分庁に提出した開示請求書の記載内容を踏まえ、本件対象文書1について、処分庁の関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件対象文書1の保有は確認できなかった。

なお、処分庁では、法人の青色申告の承認を取り消す場合は、平成12年7月3日付け課法2-10ほか3課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）（別紙2に掲げる文書）の定めに従い一定の処理を行うこととしているところ、原処分1を行う際の開示請求者（審査請求人）との応接の状況から、開示請求者（審査請求人）は当該事務運営指針以外の行政文書の開示を求めていると判断し、当該事務運営指針を探索の対象から外している。

しかし、本件審査請求を受け、諮問庁が改めて審査請求人に開示を求める文書を確認したところ、事務運営指針において法人の青色申告の承認を取り消す条件が確認できるのであれば、当該事務運営指針を開示するよう申出があった。また、個人の青色申告の承認の取消しがされた件数及び条件が分かる文書については、本件開示請求から除く旨申出があった。

おって、法人の青色申告の承認の取消件数については、集計の必要が生じた際に、適宜、各税務署において集計するものであり、処分庁として集計を指示しているものではないことから、処分庁において当該件数が分かる文書を保有しているとは認められない。

したがって、本件対象文書1のうち、特定国税局管内の法人で青色申告の取消しがされた条件については、当該事務運営指針を開示することが妥当であるが、取消件数については、処分庁において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の不服の理由において、「今回請求したような基本的なデータを集計しないはずはなく、特定国税局としては保持していないとしても各税務署（末端の現場）にはあるはずである。たとえば、末端の組織であっても、関係機関が保持しているなら開示すべき。」と主張する。

しかしながら、法人の青色申告の取消件数は、上記（３）のとおり、集計する必要が生じた際に、適時、各税務署で集計しており、処分庁として集計を指示しているわけではないことから、処分庁において、特定国税局管内における法人の青色申告の承認の取消件数が分かる文書を保有しているとは認められない。

（５）結論

以上のことから、本件対象文書１のうち、特定国税局管内の法人で青色申告の取消しがされた条件については、原処分１を一部変更し、改めて開示決定等すべきであるが、それ以外の部分については、作成及び保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った不開示決定は妥当であると判断する。

２ 理由説明書２（平成２７年（行情）諮問第６４９号）

（１）本件開示請求について

本件開示請求は、特定国税局長（処分庁）に対して、「青色申告の取消しにより税務上収入となる青色欠損金の額の集計資料」（以下「本件対象文書２」という。）の開示を求めるものである。

（２）原処分２について

処分庁は、平成２７年７月７日付け特定記号８－４２５により、本件対象文書２は作成しておらず、保有していないため、不開示とする決定（原処分２）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分２の取消しを求め審査請求を行ったことから、以下、原処分２の妥当性について検討する。

（３）本件対象文書２の不存在について

法人の青色申告制度は、法人が法人税法の定めるところに従って、一定の帳簿書類を備え付け、これに日々の取引を正確に記録し、納税地の所轄税務署長に青色申告の承認申請をして、その承認を受けた場合は青色申告書を提出することができる制度である。

この制度に基づいて青色申告をする法人は、青色申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、繰越欠損金として翌期以降９年間にわたって所得金額から控除することができる等の特典があるが、青色申告の承認が取り消された場合、取り消しがなされた事業年度以後に生じた欠損金については、当該特典は認められないこととなっている。

本件審査請求を受け、諮問庁が改めて審査請求人に開示を求める文書

を確認したところ、「青色申告の承認の取消しがあった事業年度以後に生じた欠損金の額を集計した資料」（以下「審査請求人要求文書」という。）であったことから、再度、処分庁において、これに該当するような、通達などに基づき税務署から報告を徴求した上で集計した資料及び執務の参考等とするため任意に作成している資料等の有無について確認したが、本件対象文書2を作成・保有している事実は認められなかった。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求の理由において、「今回請求したような基本的なデータを集計しないはずはなく、特定国税局としては保持していないとしても各税務署（末端の現場）にはあるはずである。たとえ、末端の組織であっても、関係機関が保持しているなら開示すべき。」と主張する。

イ しかしながら、本件対象文書2は、上記（3）のとおり、処分庁として作成しておらず、保有していない。

(5) 結論

以上のことから、本件対象文書2については、作成及び保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った不開示決定は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第648号及び同第649号を併合の上、調査審議を行った。

- ①平成27年11月2日 諮問の受理（諮問第648号及び同第649号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③平成28年4月20日 審議（同上）
- ④同年5月18日 諮問第648号及び同第649号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これらの文書を保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、本件対象文書1のうち、「特定国税局管内で個人及び法人で青色申告の取消しがされた条件（法規では1年で取消しとなっているが、実態では2年連続で期限内申告をしなかった）が明らかになる全ての資料」（以下「取消条件が分かる文書」という。）については、別紙2に掲げる文書を開示するとしているが、「特定国税局管内で個人及び法人で青色申告の

取消しがされた件数が明らかになる全ての資料」(以下「取消件数が分かる文書」という。)は保有していないとし、本件対象文書2については、開示請求者(審査請求人)が開示を求める文書が「審査請求人要求文書」であることを審査請求人から確認した上で、これを保有していないとしていることから、以下、別紙2に掲げる文書以外の本件対象文書1及び審査請求人要求文書の保有の有無について検討する。

2 別紙2に掲げる文書以外の本件対象文書1の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、本件対象文書1につき、審査請求人から別紙2に掲げる文書を開示するよう申出があり、また、個人の青色申告の承認の取消しがされた件数及び条件(ここでいう「条件」は、青色申告の承認の取消しの要件又は理由と解される。)が分かる文書は本件開示請求から除く旨の申出があったと説明していることから、本件対象文書1の開示請求及び審査請求における開示請求者(審査請求人)と処分庁及び諮問庁との応接状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件対象文書1の開示請求のうち、「取消条件が分かる文書」については、別紙2に掲げる文書において、無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消しは、「2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない場合に行うものとする」とされているところ、開示請求者(審査請求人)との応接において、同人は、2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない法人に対して青色申告の承認の取消しを行っていない場合もあるのではないかと考えており、そのような取扱いが分かる文書の開示を求めていたことから、処分庁においては、別紙2に掲げる文書を除いて文書の探索をしたが保有がなかったため不開示とする原処分1を行った。

イ その後、審査請求がされ、諮問庁の職員が本件対象文書1について改めて審査請求人に確認したところ、「取消条件が分かる文書」については、別紙2に掲げる文書があるのであればそれを開示してくればよい旨の申出があったため、諮問庁では、これを開示することが妥当であると判断している。また、併せて、審査請求人から、個人に係る「取消件数が分かる文書」及び「取消条件が分かる文書」は除くとの申出があったため、これらの文書は本件対象文書1から除外することとした。

(2) 以上のことについて、諮問庁から開示請求者(審査請求人)と処分庁又は諮問庁との応接の記録の提出を受け当審査会において確認したところ、当該応接の内容は、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明のとおりと認められるから、以下、法人に係る「取消件数が分かる文書」(以下「法人の取消件数が分かる資料」という。)の保有の有無について検討する。

(3) 「法人の取消件数が分かる文書」の保有の有無について

ア 「法人の取消件数が分かる文書」の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明をする。

(ア) 法人の青色申告の承認の取消しは、法人税法127条の規定等に
従い、納税地の所轄税務署長が行うこととされており、その処理事
績は取消しを行った税務署の法人課税部門等で管理されている。

(イ) 「法人の取消件数が分かる文書」としては、各税務署が事務計画を
策定する際の基礎資料として使用するために各税務署において国税
総合管理システムから帳票を出力した場合の当該帳票が挙げられる
が、処分庁においては、税務署に当該帳票の報告を求めていないた
め、これを保有していない。

また、特定国税局において、管内の税務署が法人の青色申告の承
認を取り消した件数を公表するなどしておらず、国税庁の法人課税
事務の運営指針である法人課税事務提要においても当該件数を法人
課税事務に使用したりすることとしているものでもないから、処分
庁は、「法人の取消件数が分かる文書」は作成していない。

(ウ) したがって、「法人の取消件数が分かる文書」を特定国税局にお
いて保有していない。

イ 以上を踏まえて検討すると、法人の青色申告の承認の取消しは、各
税務署長の権限で行われており、「法人の取消件数が分かる文書」は当
該取消しの事務を行う税務署の事務計画の策定に使用されるとする諮
問庁の説明は不自然、不合理ではない。

また、当審査会事務局職員をして特定国税局のウェブサイトを確認
させたところ、法人の青色申告の承認の取消件数を報道発表等してい
ないことが認められる。

加えて、諮問庁から法人課税事務提要の提出を受け、当審査会事務
局職員をして確認させたところ、法人課税事務提要の内容からも、特
定国税局において、管内の税務署が行った法人の青色申告の承認の取
消件数を把握する必要性は認め難いことに鑑みると、特定国税局にお
いて、「法人の取消件数が分かる文書」を保有しているとは認められ
ない。

3 審査請求人要求文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、原処分2に係る開示請求文書は、審
査請求人要求文書（青色申告の承認の取消しがあった事業年度以後に生
じた欠損金の額を集計した資料）であることを開示請求者（審査請求人）
に確認したと説明するとともに、これを保有していないとしていること
から、その経緯や審査請求人要求文書に係る判断等について、当審査会

事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 原処分2に対する審査請求がされた後、諮問庁から審査請求人に対し本件対象文書2の開示請求の趣旨を確認したところ、審査請求人から「青色申告が取り消された法人がその後どれくらい赤字を出しているのかを知りたい」旨の申述べがあり、審査請求人が開示を求める文書が審査請求人要求文書であることが確認された。

イ 青色申告の承認が取り消された場合は、白色申告となるから、審査請求人要求文書は、特定国税局管内の青色申告を取り消された法人の白色申告に係る欠損金の額を集計した資料と考えられたため、その作成、保有の有無について、処分庁に確認させたが、作成、保有の事実は認められなかった。

ウ 特定国税局では、国税庁の使命に関する様々な課題や取組方針、各種施策について公表しているところ、法人税の申告事績についても年に1度報道発表するとともに、特定国税局のウェブサイトで公表している。そして、当該申告事績の中で、青色申告の承認を取り消された法人の白色申告を含む申告全体の申告欠損金額を集計して報道発表している。しかし、外部への公表や法人課税事務において、青色申告の承認を取り消された法人の白色申告に限った申告欠損金額の集計の必要はなく、集計した資料等は作成していない。

エ したがって、審査請求人要求文書を特定国税局において保有していない。

(2) 審査請求人と諮問庁との応接の記録の提出を受け当審査会において確認したところ、当該応接の内容は、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりと認められる。

そして、当審査会事務局職員をして、特定国税局のウェブサイト及び法人課税事務提要进行を確認させたところ、特定国税局の申告欠損金額の報道発表の内容は、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりと認められ、法人課税事務提要进行の内容からは、特定国税局において、青色申告の承認を取り消された法人の白色申告に限った申告欠損金額の集計を行う必要性は認め難い。

そうすると、審査請求人要求文書を特定国税局において作成、保有していないとする上記(1)イないしエの諮問庁の説明は不自然、不合理ではなく、特定国税局において、審査請求人要求文書を保有しているとは認められない。

4 付言

本件においては、原処分が行われた後の審査請求人と諮問庁との応接により、本件開示請求の趣旨が明確化され、開示すべき文書が新たに特定さ

れるなどしたのであり、こうした経緯に照らせば、処分庁においても、原処分先立ち、開示請求者（審査請求人）に確認するなどして本件開示請求の趣旨を明確化することは十分に可能であったと考えられる。

今後、開示請求に係る手続においては、上記の点を踏まえたより適切な対応が望まれる。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、各税務署において本件対象文書を保有しているはずであるから、各税務署で保有する本件対象文書を処分庁が開示すべきと主張するが、法に基づく開示請求は、法2条に規定する行政機関の長に対して行うものであるから、審査請求人の主張に理由は認められない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が別紙2に掲げる文書以外に本件対象文書を保有していないとしていることは、特定国税局において別紙2に掲げる文書以外の本件対象文書を保有しているとは認められないことから、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

- 1 特定国税局管内で個人及び法人で青色申告の取消しがされた件数及び条件（法規では1年で取消しとなっているが、実態では2年連続で期限内申告をしなかった）が明らかになる全ての資料
- 2 青色申告の取消しにより税務上の収入となる青色欠損金の額の集計資料

別紙 2

平成12年7月3日付け課法2-10ほか3課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）